令和８年11月２日
記者発表提供資料

# 逗子市による調停申立てを受けて

葉山町クリーンセンター再整備工事が遅延したことで逗子市が負担することとなった指定収集袋倉庫保管料、市民向け案内冊子等の経費（損害）の扱いについて、弁護士による法的な見解も踏まえ両市町による協議を継続してきましたが、当事者間による解決が見込めないため裁判所の調停により客観的な判断を求めることを両市町で確認しました。

葉山町の見解（町長コメント）は、別紙のとおりです。

調停手続きは非公開となるため、内容に関するお問い合わせには対応致しかねます。
制度の趣旨についてご理解くださるようお願い申し上げます。

問い合わせ先
環境部　町田
電話：046-876-1111
クリーンセンター　石井
電話：046-876-1153

別　紙

# 葉山町の見解（町長コメント）

クリーンセンター再整備工事が遅延したことにより、逗子市の生ごみ分別収集及び資源化に影響が生じてしまったことについて、逗子市民の皆様、行政及び議会に対して改めてお詫び申し上げます。一方、工事遅延により生じた逗子市の損害の扱いについては、工事遅延と損害との因果関係、過去の判例等を踏まえ一定の妥協点を見出すべく弁護士を交え協議を重ねてきましたが、残念ながら当事者間による協議をこれ以上継続しても解決が見込めず、この度、裁判所の調停手続きに委ねることとしました。調停手続きに移行することとはなりますが、このことにより生ごみの共同処理に何ら影響が生じることはないと考えています。引き続き、環境行政に限らずあらゆる分野において隣接自治体同士緊密な連携を図りながら広域行政サービスを推進してまいります。

令和８年１１月２日
葉山町長 山梨 崇仁